

■みんな5・7・5「川柳」
「テーマは特に設けません。ひとり作品まで。自由に発想した作品をお待ちしています。」

■集まれ!画伯「絵・イラスト」
「子どもたちのかわいい作品大募集!対象者は0歳から15歳まで。」

■まちなかの写真」
「カメラで携帯電話やデジタルカメラで撮影したあなたが見つけた「まちなかの宝物」を送ってください。」

★投稿方法
毎月10日夕切です。郵便またはEメールにより、作品に名前、住所、連絡先を必ず書き添えて投稿してください。
TEL:090-15506
高島市新旭町北畑500番地
高島市役所秘書広報課
「みんなのページ」係まで
E-mail:090-15506
kono@city.takashima.shiga.jp

★注意!!
掲載作品は秘書広報課で選考します。
・1号につきひとり1点まで掲載。
・作品のタイトル、住所、氏名、連絡先の無いものは掲載できません。投稿前に必ず一度確認してください。



◆このコーナーに関する問い合わせ先
市役所環境政策課 TEL:090-15506

④地球温暖化の原因は、二酸化炭素(CO2)を減らしましょう。
【取組み紹介】国民的プロジェクト チーム・マイナス6% <http://www.team-6.jp> 参照
●CO2削減のための5つのアクション
○温度調節で減らそう。○水道の使い方減らそう。○商品の選び方で減らそう。○自動車の使い方減らそう。○買い物「リ」で減らそう。○電気の使い方減らそう。



集まれ!画伯

『ほいくえんのバス遠足』
森本颯馬さん 4歳(朽木荒川)



『虹の二重奏』
谷口紀代実さん(マキノ町沢)

『金宝樹の花』
上田末雄さん(新旭町安井川)

『お座りてきたよ』
峯山碧斗さん(安曇川町田中)

『少林寺県大会優勝!!やったね』
佐藤純さん入江奎太さん(新旭町針江・深溝)

『お座りてきたよ』
桑原美恵さん(新旭町豊庭)

『お座りてきたよ』
田中誠さん(今津町今津)



・運動会
綱引き負けても心晴れ
上山惟裕さん(高島城山台)

・月明り
晩学燃ゆる筆の先
梅村金次郎さん(安曇川町藤江)

・ばあさんが
家じゃ無いよハウスと云う
中野育子さん(朽木大野)

・湖西路は
早稲の匂いの濃き季節
斎藤光江さん(安曇川町今在家)

・ポチと我
散歩になるのどっちやる
平井ちくさん(朽木大野)

・会わずして
大事な話伝わらず
平井真造さん(安曇川町上古賀)

・子に送る
この米いつまで穫れるやら
西川五雄三さん(高島)

HOT PHOTO ほっとふ

『お父さんは槍隊』
木下昇洋さん(新旭町藁園)

『金宝樹の花』
上田末雄さん(新旭町安井川)

『こんにちわ!河波夢空(ゆら)てす!』
河波光成さん(今津町住吉)



みんなて創るみんなのページ、今月から写真せあわせページとなり、今月号は「みんなの宝物」をテーマに、素敵な作品をお待ちしています。

ちよつと 考えてみよ!

生活環境に自然環境、まちの地球環境そのひとつ。環境って言葉、いろいろあるけれど、お入りが私たちの生活を取り巻く大切なこと。積み重ねて出来ていきます。このコーナーは、みんなが気持ちよく生活をしていくために「ちよつと」考えて欲しいことを紹介します。



ペットは、終生飼育することが原則です。やむを得ず飼えなくなった場合は、自らの責任において新たな飼い主を探してください。どうしても飼いが見つからない場合は、市役所環境政策課(090-15506)へ相談してください。

なお、犬、猫を捨てた場合は、動物の愛護および管理に関する法律により50万円以下の罰金に処せられます。絶対に動物は捨てないでください。

自然のじゅ、地球のじゅ

①廃食用油の回収に協力ください。
市では、循環型社会の実現および化石燃料の削減を目的として、一般家庭から出る廃食用油(天ぷら油)を回収し、ディーゼル燃料を精製する、バイオ・ディーゼル燃料事業を実施しています。このバイオ・ディーゼル燃料は、幼稚園の送迎バス、給食配送車、ごみ収集車等に利用しています。バイオ・ディーゼル燃料は、従来の軽油と比べて、大気汚染の原因となる硫黄酸化物や黒煙が少なく、環境に優しい燃料です。天ぷら油を下水道に流したりごみとして出さずに廃食用油の回収に御協力いただけますようお願いいたします。

②野焼きは禁止されています。
けむりは人によって感じ方が違います。野焼きは隣近所の迷惑となりますので行わないでください。違反した場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金という大変重い刑になる場合があります。

●例外
野焼き禁止の例外で許される行為は、次のとおりです。
・風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却
(例)どんど焼きなどの地域行事など
・農業、林業を営むうえで通常行われる焼却
(例)畦焼き、土手の焼却、病害虫駆除のための焼却など
・たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの
(例)バーベキュー、落ち葉の焼却など

※このような例外的な行為でも必ず火の用心と隣近所への迷惑を配慮して行ってください。

